

関係団体 ご担当者 様

自動車局技術・環境政策課
自動車局貨物課

自動車環境総合改善対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の
2次公募による交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金のうち、事業Ⅱ・事業Ⅲ（実績申請のみ）に係る補助金の交付予定枠の申込期間については、「令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について」（令和2年3月30日付国自環第172号）で通知しておりましたが、コロナウィルス等の影響により、申請件数が減少したことから予算執行状況が上手く行われていない状況であり、そのために自動車環境総合改善対策費補助金の2次公募を実施するため、下記のとおり改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 交付予定枠申込

申請期間：令和2年10月26日～11月30日まで

2. 交付申請

(1) 通常申請【事業Ⅱ】

①申請対象車両

令和3年1月13日から令和3年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造する場合は自動車検査証を交付。）されるもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間

令和2年12月15日～令和3年1月12日まで

(2) 実績申請【事業Ⅱ、事業Ⅲ】

①申請対象車両

原則として、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造した場合は自動車検査証を交付。）されたもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間

登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和2年12月15日までに登録されたものにあつては、令和3年1月14日までを申請受付期間とする。

自動車環境総合改善対策費補助金交付予定枠の申込書作成上の留意点について

1. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックにかかる申請の場合
(運用方針 様式4-1)

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(10月26日～11月30日)であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。 ※新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(オプション価格が加算されていないこと)。 ※電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシーについては、1台あたりの補助金額に上限あり(1台あたり車両本体価格の600万円を上限)。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (電気タクシー・電気トラック…1/4、プラグインハイブリッドタクシー…1/5)
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。
(2) 見積書の写し	⑨交付された日付が申請の最終受付日(11月30日)より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出させること。
	⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

2. 電気自動車用充電設備にかかる申請の場合（運用方針 様式4-2）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。（1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。）
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（10月26日～11月30日）であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー・プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック（緑ナンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出させること。
	⑤「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※充電設備の設置完了日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑥「補助対象経費（設備の価格）」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。）。
	⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。
	⑧「補助金申請額」には補助率（充電設備本体の1/4）が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。
	⑨「設置場所」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（11月30日）より以前であること。
	⑪1基あたりの本体価格が判別できること。（一式等の表示のみの場合は内訳を提出させること。）
(3) 当該充電器の仕様書、工事図面	⑫見積書の内容と不一致がないこと（電線の長さ、不必要な機材の算定等）。

3. 電気自動車駆動用蓄電池にかかる申請の場合（運用方針 様式4-3）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入対象車両1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（10月26日～11月30日）であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※電気自動車用蓄電池の交換完了の日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（駆動用蓄電池本体価格が補助対象経費となり、交換費用等が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率（駆動用蓄電池本体の1/4）が正しく適用された金額が記載されていること。
(2) 見積書の写し	⑦交付された日付が申請の最終受付日（11月30日）より以前であること。
(3) 請求書の写し	⑧駆動用蓄電池を既に導入済みの場合は提出させること。
(4) 駆動用蓄電池の劣化を証明する書面	⑨過去に低公害車普及促進対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であること、及び、蓄電池に一定の劣化が認められる旨の自動車製作者等が証明する書面を提出させること。

4. 優良ハイブリッドバス、天然ガスバスにかかる申請の場合（運用方針 様式5）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（10月26日～11月30日）であること。
	③「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録日」の日付と申請種別（実績申請）が一致すること。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格（運用方針に記載）と補助対象車両価格の差額の1/3）
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を天然ガスバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑨地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名が記載されていること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（11月30日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑪補助対象車両を既に導入済の場合は提出させること。
	⑫提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

5. 優良ハイブリッドトラック、天然ガストラックにかかる申請の場合（運用方針 様式6）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（10月26日～11月30日）であること。
	③「申請者欄」にはトラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録日」の日付と申請種別（実績申請）の別が一致すること。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること ※運用方針5.（4）に規定する補助対象経費と通常車両価格との差額から補助金申請額を算出する場合は記載不用。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格と補助対象車両価格の差額（運用方針に記載）の1/3）
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を天然ガストラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑨導入台数が3台未満の場合、必ず条件のいずれかにチェックがされていること。
	⑩地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名が記載されていること。
(2) 見積書の写し	⑪交付された日付が申請の最終受付日（11月30日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑫補助対象車両を既に導入済の場合は提出させること。
	⑬提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間
(10月26日～11月30日)であること。

年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。			印
	住所					
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。		
		E-mail				
		<input type="checkbox"/> 電気タクシー、 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッドタクシー、 <input type="checkbox"/> 電気トラック		車種	⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。	
補助申請予定車両	登録(予定)日	年	月	日	⑥補助率が正しく適用されていること EV…1/4、PHV…1/5	
	補助対象経費(予定)	[Redacted]				
	補助金申請額(予定)	[Redacted]				
	使用の本拠の位置	都・道・府・県		市・区		
	本申請はあらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車により導入するものである。(☑をする)					<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	(リースの場合は、リース事業者名(予定)：)					

⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

- (注)
1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 4. あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号：

令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

上記の申請予定車両について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

[Redacted]

年 月 日

〇〇運輸局長 印

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気自動車用充電設備)

① 導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。(1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(10月26日～11月30日)であること。

年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。		印
	住所				
	担当者	氏名	役職		
		連絡先	電話		
		E-mail			
④ 「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック(緑ナンバー)が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出させること。					
⑥ 「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。					
ともに充電設備を購入、 <input type="checkbox"/> 充電設備のみを導入。(☑をする)					
<input type="checkbox"/> 急速充電設備、 <input type="checkbox"/> 普通充電設備					
⑤ 「導入(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。					
補助申請予定設備	事業完了(予定)日	年	月	日	
	補助対象経費(予定)	設備の価格	円①(注3)		
		工事費	円②(注4)		
	補助金申請額(予定)	円 (①×1/4 (補助率)) + ②)			
	設置場所	<input type="checkbox"/> 同上、 <input type="checkbox"/> 都・道・府・県 市・区			
上記設備は (<input type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース)により導入するものである。(☑をする) (リースの場合は、リース事業者名(予定) :)					

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
 3. 本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格
 4. 工事費の上限額は、急速充電設備は300万円、普通充電設備は90万円。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

⑧ 「補助金申請額」には補助率(充電設備本体の1/4)が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。

⑦ 工事費については、1件あたり費用毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。

上記の申請予定設備について、(記載のとおり) 補助金の交付予定枠を内定する。
(下記の通り)

年 月 日

〇〇運輸局長 印

① 導入予定車両1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気自動車駆動用蓄電池)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(10月26日～11月30日)であること。

年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。				印
	住所						
	担当者	氏名	役職				
		連絡先	電話	FAX			
	E-mail						
	対象車両	車名 (メーカー名)	④ 「事業完了(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。				
		登録年月日					
		型式					
		登録番号	⑤ 見積書の金額(駆動用蓄電池本体価格のみ・税抜き)と一致すること。				
	事業完了(予定)日	年	月	日			
補助対象経費(予定)	円		⑥ 補助率(1/4)が正しく適用されていること				
補助金申請額(予定)	円		①×1/4(補助率)				

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
 3. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(電気自動車駆動用蓄電池)

上記の申請について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

年 月 日 〇〇運輸局長 印

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドバス、天然ガスバス)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(10月26日～11月30日)であること。【実績申請のみ】

年 月 日

氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。				印
住所						
担当者	氏名	役職				
	連絡先	電話	FAX			
		E-mail				
		<input type="checkbox"/> 大型(9m以上)、 <input type="checkbox"/> 中型(7m以上9m未満)、 <input type="checkbox"/> 小型(7m以下)				
		車種(商品名)		⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。		
登録(予定)日		年 月 日		④「登録日」の日付と申請種別(実績申請)の別が一致すること。		
補助対象経費(予定)		[Redacted]				
補助金申請額(予定)		[Redacted]円				
使用の本拠の位置		都・道・府・県		市・区		
本申請は使用過程車を天然ガス自動車に改造するものである。		<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ				
⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。		<input checked="" type="checkbox"/> (リースの場合は、リース事業者名(予定):)				
地方公共団体等協調団体の補助額		円				
※複数ある場合は合計額を記入		(団体名:)				

⑦所有後1年以上経過した使用過程車を天然ガスバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

⑨金額、団体名が記載されていること。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 使用過程車を天然ガス自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
 4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者に対しては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドバス、天然ガスバス)

上記の申請予定車両については、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

[Redacted]

年 月 日

〇〇運輸局長 印

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、合算されているものは修正させる。

予定枠の申込書

(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(10月26日～11月30日)であること。【実績申請のみ】

年 月 日

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にトラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。				印
	住所						
	担当者	氏名		役職			
		連絡先	電話		FAX		
		E-mail					
			<input type="checkbox"/> 優良	④「登録日」の日付と申請種別(実績申請)の別が一致すること。			
			<input type="checkbox"/> 軽自動車・2.5ト				
			<input type="checkbox"/> 3.5トン超(最大積載量4ト未満)・ <input type="checkbox"/> 3.5トン超(最大積載量4ト以上)				
補助申請	登録(予定)日	年 月 日		⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。			
予定車両	補助対象経費(予定)	円		⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)			
		(*運用方針に規定する補助対象経費と通常車両価格との差額から補助金申請額を算出する場合は記載不要)					
	補助金申請額(予定)	円					
	使用の本拠の位置	都・道・府・県					
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。						<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	本申請車両は(<input type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース)により導入するものである。(<input checked="" type="checkbox"/> をする)						
	(リースの場合は、リース事業者名(予定):)						
	環境対応車(トラック)導入予定台数(全体)		台		⑨導入台数が3台未満の場合、必ずいずれかにチェックがされていること。		
	*上記、導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①～⑤)に <input checked="" type="checkbox"/> をする(*複数回答可)						
	<input type="checkbox"/> ①経年車の廃車あり、 <input type="checkbox"/> ②リースで導入、 <input type="checkbox"/> ③グリーン経営認証取得済、 <input type="checkbox"/> ④Gマーク取得済、 <input type="checkbox"/> ⑤ISO認証取得済						
	地方公共団体等協調団体の補助額		※複数ある場合は合計額を記入 (団体名:)				

⑦所有後1年以上経過した使用過程車を天然ガストラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

造するものである。

⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)

⑨導入台数が3台未満の場合、必ずいずれかにチェックがされていること。

⑩金額、団体名が記載されていること。

令和2年度 自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック)

上記の申請予定車両については、記載のとおり 補助金の交付予定枠を内定する。
下記の通り

年 月 日

〇〇運輸局長 印

令和2年度予算 512百万円

 政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO₂)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

運輸部門における省エネの推進 → 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

 運輸部門におけるエネルギー起源CO₂削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現